

はしがき

近年、相続は増え続けています。相続制度も家督制度から現行民法の均分相続となり、70年が過ぎました。

均分相続は、平等ですが公平ではありません。

例えば、長男夫婦が家業を手伝い、親を介護し最期を看取りました。親の介護は、精神的、肉体的に負担を強いられます。

現在、民法は寄与分制度を設けていますが、通常は親の介護や家族の手伝いが対価として長男の相続分に反映することはほとんどありません。いざ裁判となっても裁判官はすべての事情を総合的に考慮し判決を出しますが、法定相続分を変えることができません。義父（母）の世話を続けていた長男の妻の心情は察するに余ります。

そこで、平成30年の相続法改正では、一定の親族が被相続人の介護をした場合は特別寄与者として各相続人へ遺産取得割合に応じ、特別寄与料として請求できることになりました。しかし、介護の大きな労苦が対価に反映するかどうかは疑問です。

均分相続は平等相続ですが、平等と公平の違いはわかりづらいです。

わかりやすく、お正月のお年玉を例にとります。祖父が小学生、中学生、高校生の孫にあげたお年玉袋の中身が、一律1万円でしたら、それは「平等」です。しかし、通常は3,000円、5,000円、1万円と年齢に応じた金額が入っています。これが「公平」です。そして、平等の中に不平等（公平）を持ち込めるのは遺言しかありません。

昨今の相続は複雑で多様化しています。離婚・再婚、お一人様、行方不明、被相続人が高齢なら配偶者も高齢です。認知症を発症していることも少なくなく、判断能力がなければ遺産分割ができません。もし資産家でしたら、相続税納税期限も考慮しなければなりません。

このような状況および今後の社会情勢の変化に対応するためにも、遺産分割を不要とする遺言の必要性はさらに高まっています。

法務や税務はもちろん、不動産業や建築業、金融機関、生命保険業なども相続を避けて通ることはできません。相続に関わる者にとって

実務に即した遺言の知識は必須です。

本書は、相続に関わる実務家に向けた実務書です。普段の遺言実務の中での疑問点や、類書にはない部分にも触れています。**⑩**の内容も数多くの相続現場を体験した中で出会ったものを主なテーマとして選び、法的な裏付けをとりながら、各専門家の立場から実務に役立つようにまとめています。

また、本書の執筆者は、全員が相続のプロを養成する研修・教育機関である、NPO 法人相続アドバイザー協議会主催の相続アドバイザー養成講座の講師を長年務めた経験を持っています。また、多くの著者は現在も講師を務めています。そして、日頃から力を合わせて相続案件をともにしている 5 人でもあります。

巷には相続の本が溢れています。遺言の本も数多くあります。しかしながら、多くの相続の現場を経験し、実務に沿って作成した遺言解説本はそう多くありません。

そこで、相続の実務家の遺言実務を行う上で必要な知識を簡単に得るために手引きとして平成 26 年 11 月に「遺言相談標準ハンドブック」を執筆いたしました。本書は、平成 30 年の相続法改正を踏まえた改訂版です。相続全般について解説した既刊の「改訂版 相続相談標準ハンドブック」とともに本書が相続実務に関わる皆様に少しでもお役に立てれば嬉しい限りです。

令和元年 7 月 執筆者一同

改 正 編

改正 ①	遺産分割における配偶者の保護【新設】	12
改正 ②	配偶者居住権【新設】	15
改正 ③	配偶者短期居住権【新設】	18
改正 ④	遺産の一部分割と残余の分割【明文化】	22
改正 ⑤	預貯金債権の払戻し【新設】	24
改正 ⑥	相続による権利義務の承継【変更、明文化】	26
改正 ⑦	相続人による遺産の処分の遺産分割における取扱い 【変更】	28
改正 ⑧	自筆証書遺言の方式の緩和【変更】	31
改正 ⑨	自筆証書遺言の保管制度	38
改正 ⑩	自筆証書遺言の検索【新設】	40
改正 ⑪	遺言執行者の権限（一般論）【明確化】	43
改正 ⑫	遺言執行者の権限（遺贈や相続させる旨の遺言の場合） 【明確化】	46
改正 ⑬	遺留分制度【改正】	48
改正 ⑭	遺留分侵害額の計算方法（特別受益等の価額）【改正】	51
改正 ⑮	遺留分侵害額の計算方法【変更】	53
改正 ⑯	相続人以外の者の貢献を考慮する制度【新設】	55

基 础 編

Q 1	相続手続のフロー	58
Q 2	法定相続人と法定相続分	67
Q 3	遺言の種類と特徴	71
Q 4	自筆証書遺言作成までの簡単な流れ	77
Q 5	公正証書遺言作成までの簡単な流れ	79
Q 6	遺言の効力	81
Q 7	自筆証書遺言の日付	82
Q 8	生前贈与と遺言	83
Q 9	寄与分と遺言	90
Q 10	行方不明者と認知症	95
Q 11	相続放棄・遺留分の放棄・相続分の放棄・遺贈の放棄	98
Q 12	「相続させる遺言」の意義	106
Q 13	「相続させる遺言」と「遺贈する遺言」の違い	108
Q 14	検 認	110
Q 15	遺留分と遺留分割合	112
Q 16	遺産分割協議書作成の注意点	115
Q 17	遺言・協議・調停・審判による遺産分割	121
Q 18	相続税の納税義務者・申告制度・納付方法	124
Q 19	相続税の計算方法	132
Q 20	小規模宅地等の特例	144
Q 21	遺言による信託の設定と遺言代用信託	153
Q 22	信託の仕組みと特徴	160
Q 23	付言の具体例	170

作成編

Q 24	遺言を必要とするケース	174
Q 25	遺言の表示方法	180
Q 26	五感が不自由な人の遺言	182
Q 27	詐欺、強迫による遺言	184
Q 28	遺言能力	186
Q 29	遺書とエンディングノート	188
Q 30	とりあえず遺言とは	189
Q 31	公証役場の役割と活用	190
Q 32	公正証書遺言の作成手数料	193
Q 33	公正証書作成に必要な書類と段取り	200
Q 34	公正証書遺言作成時に必要な証人	205
Q 35	公正証書遺言の原本・正本・謄本の違い、原本の保存期間	207
Q 36	公正証書遺言原本の閲覧、正本・謄本の交付	209
Q 37	緊急時に遺言者が本人であることを確認する方法	211
Q 38	遺言執行者の指定	213
Q 39	資産の包括的記載と個別的記載	215
Q 40	対象財産特定のため記載に工夫を要する場合	217
Q 41	財産の具体的な分割について記載しない遺言	219
Q 42	予備的遺言の必要性が高い場合	221
Q 43	高齢の兄弟姉妹の予備的遺言	224
Q 44	親の再婚と遺言作成の必要性	225
Q 45	危急時遺言	226

Q 46	秘密証書遺言の概念と手続き	230
Q 47	清算型遺言の特徴と手続方法	233
Q 48	相続人以外の人に財産を渡す方法	241
Q 49	預貯金の遺言の書き方	243
コラム		
	債権を遺贈の目的とした場合に、遺言者が生前に弁済を受けてしまったらどうなるか	245
Q 50	尊厳死宣言と遺言の違い	246
Q 51	一通の遺言に複数の遺言をすることの可否	249
Q 52	将来自分の財産となる見込みの財産を遺言の対象財産とすることの可否	251
Q 53	遺言による認知	252
コラム		
	嫡出子と非嫡出子の法定相続分に関する最高裁の判例変更とその後の法改正	254
Q 54	遺言による未成年後見人の指定	256
Q 55	不動産の登記手続を意識した遺言	258
Q 56	ペットのための遺言	260
Q 57	遺言による財団法人の設立	261
Q 58	条件・期限付遺言	269
Q 59	負担付相続・遺贈	272
Q 60	遺留分の放棄・放棄の撤回	274
Q 61	遺留分の計算	281
Q 62	死後事務委任契約の法的効果と利用範囲	286
コラム		
	死後事務委任契約できること	290
Q 63	いわゆる後追い遺言	292
Q 64	永代供養信託	294

Q 165	子の借金から親の財産を守る	296
Q 166	外国人の遺言	297
Q 167	推定相続人の廃除	301
Q 168	祭祀の主宰者の指定	304
コラム	遺言の修正	306

見直し編

Q 169	公正証書遺言の変更	310
Q 170	遺言執行者が死亡した場合の対処方法	313
Q 171	生命保険金受取人の変更	314
Q 172	相続させる遺言の放棄	318
Q 173	借金がある場合の遺言と債権者の請求権	321
Q 174	遺言に貸付金の記載がある場合の注意点	323
Q 175	遺言で借地権を相続させる場合の注意点	326
Q 176	不動産の特性を理解して遺言を書くことの大切さ	329
Q 177	未登記建物を遺言する場合の注意点	333
Q 178	死因贈与の特徴と遺贈との違い	336
Q 179	死因贈与を選択するケース	341
Q 180	遺贈と遺言執行者選任の必要性	343
Q 181	相続人一人でも遺言を書く理由	344
コラム	相続人以外に預金を遺贈する場合の注意点	346
Q 182	遺言執行者の指定	348
Q 183	遺留分と遺言	351
Q 184	遺留分に配慮した遺言の書き方①	352

Q 85	遺留分に配慮した遺言の書き方②	355
Q 86	遺留分に配慮した遺言の書き方③	357
Q 87	信託と遺言の選択	360
Q 88	遺言作成にあたっての相続税の考慮	362
Q 89	取得費加算	364
Q 90	二世帯住宅と相続税対策	367

相 続 発 生 後 編

Q 91	公正証書遺言の検索	370
Q 92	公正証書遺言の訂正・誤記証明	374
Q 93	一部遺言	376
Q 94	清算型遺言とその他の遺言	378
Q 95	遺言執行者の債務支払い権限	380
Q 96	遺言執行の預貯金払戻し権限	381
Q 97	遺言執行者の指定、権限、権利義務、復任権	383
Q 98	遺言執行と遺留分侵害額請求	387
Q 99	遺留分侵害額請求権の行使方法	388
Q 100	遺留分侵害額請求がなされ確定した場合の課税関係	390
Q 101	親等における相続税額の違い	397
Q 102	遺言の無効と課税関係	401
Q 103	遺言と遺産分割協議の関係	404
Q 104	包括遺贈の相続手続と注意点	405
Q 105	税制改正	407
Q 106	遺産分割協議後に発見された遺言の扱い	409

Contents

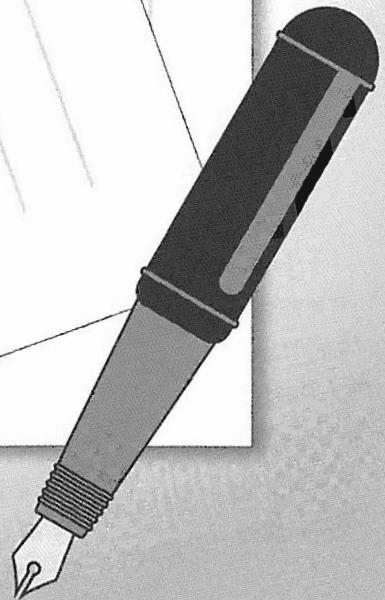
Q107	調停・審判後に発見された遺言の扱い	411
Q108	すべての財産を相続させる遺言と相続債務	412
コラム	自筆証書遺言が無効とされないための工夫	414
Q109	遺言執行手続の着手	415
Q110	遺言と同じ内容の遺産分割協議書を作成する意味	417
Q111	住居表示しかない遺言での登記	418
コラム	日記等を確認することも大切	419
Q112	養子縁組と遺言の選択	420
コラム	法的要件に欠ける自筆証書遺言	421
	用語索引	422

● 凡　　例 ●

本書で用いている略語は次のとおりです。なお、法律、施行令、施行規則等の規定集、アラビヤ数字は「条」を、ローマ数字は「項」を、「号」は○で囲んだ数字を利用しています。

(略 称)	(正式名)
民	民 法
改 正 民	平成 30 年法律第 72 号による改正後の民法
民 訴	民事訴訟法
民 執	民事執行法
民 附	民法附則
相 法	相続税法
相 基 通	相続税法基本通達
戸 籍	戸 籍 法
所 法	所得税法
所 基 通	所得税基本通達
措 法	租税特別措置法
財 基 通	財産評価基本通達
国 通 法	国税通則法
消 法	消費税法
円滑化法	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
登 稅 法	登録免許税法
地 法	地方税法
農 地	農地法
信 法	信託法
公 証 人	公証人法
会	会 社 法
不 動 登	不動産登記法
生 緑 法	生産緑地法
旧郵貯法	旧郵便貯金法
遺言書保管法	法務局における遺言書の保管等に関する法律

改
正
編



改正1

遺産分割における配偶者の保護【新設】

私は、配偶者に可能な限り多くの財産を残したいと思っていますが、遺産分割の場面で、配偶者の保護を厚くする方法はありますか。

平成30年7月6日、国会で民法（相続法分野）が改正され、遺産分割における配偶者の保護の方策が講じられました。この改正は、令和元年7月1日から施行されています。

① これまでの問題点

高齢化社会が進展し、長年連れ添った夫婦の一方が亡くなった場合、残された配偶者のその後の生活にどのように配慮するのかが遺産分割の場面で問題となることが多くなっています。

そこで、今回の民法（相続法分野）の改正では、配偶者の保護のため、遺産分割において、一定の要件を満たす配偶者に対する生前贈与や遺贈を考慮しない方策が講じられました。

② 配偶者に対する「持戻免除の意思表示」の推定

遺産分割では、一般に、相続人に対する遺贈や贈与（以下「贈与等」といいます）があった場合、遺産の前渡しと見て、贈与等の対象財産を相続財産（相続開始時に有していた財産）とみなして、相続人の法定相続分を修正します（これを「持戻し」という）。しかし、被相続人が贈与等について反対の意思表示（これを「持戻免除の意思表示」といいます）をしたときは、持戻しは行いません。

そこで、改正民法903条4項は、①婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が、他の一方に対し、②その居住の用に供する建物またはその敷

地を遺贈または贈与したとき（配偶者居住権の遺贈を含みます。改正民1028Ⅲ）は、被相続人がその贈与等について持戻免除の意思表示をしたものと推定することとしました。このような贈与等は、被相続人が配偶者に対し、その生前の貢献に報いる趣旨や、被相続人亡き後の生活保障を図る趣旨で行ったもので、「持戻し」をする意思がないものと通常考えられ、また、配偶者の生活保障を充実させる政策目的とも合致するといえるためです。

3 具体例

財産として自宅（1億円）と預貯金等（2,000万円）を有する者が、婚姻期間20年以上の配偶者に対し、自宅の持分2分の1（5,000万円相当）を生前贈与した場合、その後、その者が亡くなり、配偶者と子の間で遺産分割をすることを例に考えてみます。

（1）これまでの場合

遺産	自宅の持分2分の1	5,000万円
	預貯金等	2,000万円
	合計	7,000万円
贈与	自宅の持分2分の1	5,000万円
みなし相続財産		1億2,000万円 (=A)

配偶者は、遺産分割で、A×相続分2分の1-贈与5,000万円=1,000万円を新たに取得でき、生前贈与分（5,000万円）と合わせて、合計で6,000万円を取得できます。

（2）配偶者に対する贈与等の持戻免除の意思表示の推定がある場合

遺産	自宅の持分2分の1	5,000万円
	預貯金等	2,000万円
	合計	7,000万円 (=B)

配偶者は、遺産分割で、B × 相続分 2 分の 1 = 3,500 万円を新たに取得でき、生前贈与分（5,000 万円）と合わせて、合計で 8,500 万円を取得できます。

つまり、改正法を活用することで、配偶者は、(1)の場合よりも 2,500 万円多く取得できることになります。

改正2**配偶者居住権【新設】**

私には配偶者と子があり、財産は自宅とわずかな預金です。同居している配偶者に、私の亡き後も自宅に住み続けるようにする方法はありませんか。

平成30年7月、国会で民法（相続法分野）が改正され、配偶者の居住権を長期に保護するための方策が講じられました。この改正は、令和2年4月1日から施行されます。

1 これまでの問題点

これまで、自宅を所有する者が亡くなった場合、配偶者が住み慣れた自宅に住み続けるためには、その自宅を相続する（所有権を取得する）か、その自宅を相続した者（例えば子）との間で賃貸借・使用貸借などの契約を締結することが必要でした。

しかし、前者の場合、不動産価格が高額で、配偶者がそれ以外の遺産（預貯金等）を取得できず、その後の生活に支障をきたす可能性がありますし、後者の場合、必ずしも賃貸借契約等を締結できることが保障されているわけでもありません。

そこで、改正法では、配偶者が従前からの居住建物を使用し続けられれば十分であるといったニーズにこたえるため、遺言や遺産分割において、配偶者居住権を設定できるようになります（改正民1028）。

2 配偶者居住権の成立要件

配偶者は、以下の①及び②を満たす場合に、居住建物の全部について、原則として配偶者の終身の間、無償で使用及び収益する権利（配偶者居住権）を取得できます（改正民1028～1030）。

- ① 配偶者が、相続開始の時点で、被相続人の財産に属した建物に居住していたこと
- ② 次のいずれかに該当すること
 - ・ 遺産分割で配偶者居住権を設定したとき
 - ・ 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき
 - ・ 家庭裁判所の審判で配偶者居住権を設定したとき(ただし、共同相続人間で合意がある場合、または配偶者が配偶者居住権の取得を希望し、居住建物の所有者の受ける不利益を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要と認められる場合)

③ 配偶者居住権の権利義務の内容

居住用建物について、配偶者居住権を有する配偶者と、所有権者の調整のため、配偶者居住権の権利義務は次のとおりとなっています。

(1) 配偶者の権利義務

配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物を使用収益しなければなりません(改正民1032Ⅰ)。また、配偶者居住権は、譲渡することができず(同Ⅱ)、建物所有者の承諾を得なければ、居住建物の改築・増築をしたり、賃貸等により第三者に使用させたりすることができません(同Ⅲ)。

配偶者は、居住建物の使用収益に必要な修繕をすることができ(改正民1033Ⅰ)、配偶者が相当の期間内に修繕をしないときは、居住建物の所有者が修繕することができます(同Ⅱ)。また、居住建物の修繕を要するとき(配偶者自らが修繕したときを除く)、もししくは居住建物に権利を主張する者があるときは、配偶者は、遅滞なく居住建物の所有者にその旨の通知を要します(同Ⅲ)。

居住建物の通常の必要費は、配偶者が負担します(改正民1034Ⅰ)。これに対し、配偶者が居住建物について通常の必要費以外の費用を支出したときは、民法583条2項・196条の規定に従い、居住建物の所有者が償還しなければなりません(同Ⅱ)。

(2) 居住建物所有者の義務

居住建物所有者は、配偶者居住権を取得した配偶者に対し、その設定の登記を備えさせる義務を負います（改正民 1031 I）。

そして、配偶者は、配偶者居住権の登記を備えると、居住建物について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができ（同 II、605）、また、居住建物の占有を妨害する第三者に対して妨害排除を請求でき、居住建物を占有する第三者に対して返還を請求できます（同 II、605 の 4）。

④ 配偶者居住権の消滅

(1) 配偶者居住権が消滅する事由

配偶者居住権は、原則として配偶者が死亡するまでは存続しますが、次の場合は消滅します。

- ① 遺産分割の協議、遺言、または遺産分割の審判において、別段の定めをした場合
- ② 配偶者が、（ア）用法遵守義務に違反し、または（イ）居住建物所有者の許諾なく、改築・増築しもしくは第三者に使用収益させた場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正を催告したがその期間内に是正がされず、居住建物所有者が配偶者に対して配偶者居住権の消滅を通知したとき

(2) 配偶者居住権が消滅した後の義務

配偶者は、配偶者居住権が消滅した場合、原則として、居住建物の原状回復義務を負います（改正民 1035 I 本文）。

ただし、相続開始後に居住建物に生じた損傷のうち、通常の使用収益によって生じた損耗並びに経年変化は除かれます（同 II、621 括弧書）。また、配偶者が相続の開始後に付属させたものが、分離することができずまたは分離に過分の費用を要する場合も、取去を要しないものとされています（同 1035、599）。

改正3

配偶者短期居住権【新設】

被相続人が死亡した場合、同人所有の建物に居住中の配偶者は、しばらくの間、そのままその建物に住むことはできますか。

平成30年7月、国会で民法（相続法分野）が改正され、配偶者の居住権を短期的に保護するための方策が講じられました。この改正は、令和2年4月1日から施行されます。

1

これまでの問題点

従前、判例（最判平成8年12月17日）は、相続人の一人が被相続人の許諾を得て被相続人所有の建物に同居していた場合、特段の事情がない限り、被相続人とその相続人の間で、相続開始時を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借関係が成立したものと推認し、相続人である配偶者に対し遺産分割の終了までの間の短期的な居住権を認めていました。

しかし、「特段の事情」がある場合、例えば、被相続人が配偶者の居住建物を第三者に遺贈するなど、被相続人が自己の死亡後も配偶者にその建物に居住させる意思があったとは認められない場合には、上記判例によっては配偶者は保護されません。

そこで、改正法では、配偶者の居住権を短期的に保護するため、配偶者短期居住権の規律を設けました。

2

配偶者短期居住権の成立要件

配偶者は、相続開始のときに遺産である建物に無償で居住していた場合、以下の2つのパターンに応じて、それぞれの期限まで、配偶者短期居住権（ただし、建物の一部のみを無償使用していた場合は、そ



著者略歴

●奈良 恒則 (なら つねのり)

KAI法律事務所代表・弁護士（第一東京弁護士会）、NPO法人相続アドバイザー協議会専務理事。遺言作成・遺産分割調停・遺留分減殺請求など相続法務問題を多く手がける。

URL : <http://sozoku.kailaw.com>

●麻生 興太郎 (あそう こうたろう)

弁護士。最高検検事を最後に退官後平塚公証役場の公証人に就任。公正証書遺言を中心として公証業務に従事するかたわら、市役所、NPO法人相続アドバイザー協議会等、各種団体で年数十回遺言等の講演を行った。弁護士就任後も、各種団体で講演を行っている。

URL : <http://asou-ikigai.com>

●佐藤 健一 (さとう けんいち)

税理士法人 JP コンサルタンツ副代表、(株)JP 不動産鑑定代表、NPO法人相続アドバイザー協議会副理事長。土地評価を中心に、多くの相続案件をサポートしている。

URL : <http://jpcg.co.jp/>

●中條 尚 (なかじょう たかし)

行政書士中條尚事務所代表・行政書士、社会福祉士、NPO法人相続アドバイザー協議会副理事長。

遺言作成・遺産分割協議書作成等の相続手続、不動産・成年後見を中心に業務を行っている。

URL : <http://www.souzoku-s.com>

●野口 賢次 (のぐち けんじ)

有限会社アルファ野口・代表取締役、NPO 法人相続アドバイザー協議会副理事長。常に相続を心の視点からとらえ、多くの相続問題の処理にあたっている。

URL : <http://alfa-n.co.jp/>

●佐藤 量大 (さとう ともひろ)

KAI 法律事務所・弁護士（東京弁護士会）、NPO 法人相続アドバイザー協議会会員。遺言作成・遺産分割調停・遺留分減殺請求など相続法務問題を多く手がける。

URL : <http://sozoku.kailaw.com>